

官報号外

昭和四十六年五月二十一日

○第六十五回 参議院会議録第十四号

昭和四十六年五月二十一日(金曜日)

午前十時八分開議

以下 議事日程のとおり

○議事日程 第十四号

昭和四十六年五月二十一日

午前十時開議

第一 關稅及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許

を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 特定工場における公害防止組織の整備に

関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 惡臭防止法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 児童手当法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、寡占事業者の供給する東上商品の価格等の規制に關する法律案(趣旨説明)

予算委員	稻嶺 一郎君
決算委員	山本敬三郎君
議院運営委員	船田 謙君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
地方行政委員	千葉千代世君

法務委員	赤岡 文三君
大蔵委員	二木 謙吾君
文教委員	青木 一男君
同	山本敬三郎君
(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)	山本敬三郎君

社会労働委員	同
地方行政委員	同
法務委員	同
大蔵委員	同
文教委員	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同	同

</tbl

同尾中
辰義君
稻嶺
一郎君
船田 譲君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
自動車重量譲与税法案
内閣委員会に付託
地方行政委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案可
決報告書
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案可決
報告書

党派の立場で実行することが、われわれに課せられた使命であり、かつまた急務であると信ずるの
であります。

公害対策特別委員会	内田善利君
同	小平芳平君
沖縄及び北方問題に關係する特別委員	須藤五郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	田渕哲也君
塩出啓典君	

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
日本万国博覽会記念協会法案
大蔵委員会に付託
自動車重量税法案
核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設
置の禁止に関する条約の締結について承認を求
めるの件
外務委員会に付託

建設委員会請願審査報告書(第一号)
運輸委員会請願審査報告書(第一号)
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案
は、同院において本院の修正に同意した旨の通知
書を受領した。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一
部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した

同 同 木三 河田忠雄君
賢治君 松下正寿君

立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の提出に付託され、文教委員会にて審議され、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを衆議院へ送付することとした。

法務委員会	理事 上田	稔君	(後藤義隆君の補欠)
文教委員会	理事 船田	謙君	(二木謙吾君の補欠)
商工委員会	理事 三郎君	（山本政三郎君の補欠）	
理事			

農村地域工業導入促進法案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
貸金業者の自主規制の助長に関する法律案（今藤
井勝志君外四名提出） 大蔵委員会に付託

運輸委員会 理事 金丸 富夫君（金丸富夫君の補欠）
理事 山崎 龍男君（山崎龍男君の補欠） 同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

(農林水産委員長提出) 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託
同日委員長から左の報告書が提出された。
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める
の牛糞灰報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
児童手当法案可決報告書
簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書

いたしまして、その提案の理由を申し上げま
とどまるところを知らない物価の高騰はますます
国民生活に大きな圧迫を加え、わが国経済の基
をゆすぶつてゐることはまことに重大と申さな
い

以上、順次法案の概要を御説明申し上げます。
第一は、寡占事業者は、その生産し、販売する
に對する公正取引委員会による必要な措置をとる
べきことの勦告、さらにつこの勦告に従わない場合
の原価などの公表制度がそれであります。

寡占商品の価格を不当な価格にしてはならないと
いう規制であります。不当な価格とはどの程度で
あるかにつきましては、公取委の判断にまかせた
わけであります。当該事業者の商品の価格構成
と、他のメーカーの蔵出し価格及びその価格構成
との比較、あるいは輸出価格と国内価格並びに国
際価格との比較等を勘案してきめられるべきもの
であると考えております。

第二は、寡占事業者の寡占商品にかかる広告費
と交際費の規制であります。広告費と交際費は企
業市場開拓、販売促進のために効果的な手段
ではあります。しかし、これらの費用は、す
べて販売原価に組み入れられ、一般消費者へはね
返つてまいります。さらに、それらの過度の支出
は、商品の差別化、品質、価格以外の競争を促進
し、流通コストの上昇をもたらすなど、健全な競
争を妨げる理由ともなりますので、その規制を行
おうというのであります。どの程度の支出が妥当
なりやいなやにつきましては、商品の様態を勘案
した。

第三は、以上申し上げました二点に違反をした
事業者に対しましては、公取委による必要な措置
の勧告を行なうこととした点であります。さらに、
この勧告に従わなかった場合には、その寡占商品
の蔵出し価格など、必要に応じ原価をも公表する
ことといいたしましたのであります。これらの違反に対
して、罰則をもつて強制する方法をとらず、あえ
て勧告、原価などの公表という方法をとりました
のは、眞実を一般消費者に知らせることにより、
良識による国民世論を盛り上げ、それによつて
メーカーの自主的な措置を期待せんがためであります。なお、公表する場合には、メーカーに弁明
の機会を与えること等、公正な運用を期しております。

第四は、寡占商品、寡占事業者の定義について
でございます。一般にいわれている管理価格の定
義については独占禁止懇話会等でも種々検討され
ます。

て、われわれも慎重な態度で臨み、管理価格を形
成する少数の事業者が当該市場を占有していると
いう事実に着目し、一の商品について、三年間平
均の市場占有率が上位三社で六〇%、上位十社で
九〇%以上であるものを寡占商品とし、この商品
を一〇%以上供給しているメーカーを寡占事業者
として本法の適用とし、あえて、定義の定めがた
い管理価格ということばを避け、実質をもつてこ
の法律の規制対象とした次第であります。

次に、どのような物品が寡占商品に該当するか
は、公取委の実態調査に待たねばなりませんが、
一応想定いたしまするならば、粉乳、バター・マ
ヨネーズ、ビール、ウイスキー、合成剤、フィル
ム、時計、ピアノ、カラーテレビ、冷蔵庫、タイ
ヤ、乗用車などの一般消費材料的なもの、また、板
ガラス、アルミ板、合成ゴム、パルプ、新聞用紙
などの原材料的なものなど二百品目前後となる見
込みであります。

第五は、寡占商品と寡占事業者の公示と調査に
ついてであります。これらは、商品の供給量の割
合できめました関係上、全商品の供給量の実態を
把握する必要がござりますので、公取は、寡占商品
に該当するかいか、寡占事業者に該当するかどうか
を調査し、その結果を毎年一回、定期に官報
で公示することといたし、これにより各メーカー
は、本法による寡占事業者であるかどうかを知る
ことができる仕組みになつておるのであります。

第六は、寡占事業者の価格並びに原価に占める
広告費及び交際費の割合の届け出制度であります。
立ちおくれてることとは事実であります。

て、いるようですが、いまだそれをもつて規
制を行ない得るほど十分な定説がなく、したがつ
て、われわれも慎重な態度で臨み、管理価格を形
成する少数の事業者が当該市場を占有していると
いう事実に着目し、一の商品について、三年間平
均の市場占有率が上位三社で六〇%、上位十社で
九〇%以上であるものを寡占商品とし、この商品
を一〇%以上供給しているメーカーを寡占事業者
として本法の適用とし、あえて、定義の定めがた
い管理価格ということばを避け、実質をもつてこ
の法律の規制対象とした次第であります。

次に、どのような物品が寡占商品に該当するか
は、公取委の実態調査に待たねばなりませんが、
一応想定いたしまするならば、粉乳、バター・マ
ヨネーズ、ビール、ウイスキー、合成剤、フィル
ム、時計、ピアノ、カラーテレビ、冷蔵庫、タイ
ヤ、乗用車などの一般消費材料的なもの、また、板
ガラス、アルミ板、合成ゴム、パルプ、新聞用紙
などの原材料的なものなど二百品目前後となる見
込みであります。

なお、施行につきましては、調査などの規定は
公布の日から一ヶ月後に、この法律の主要部分の
規定は、調査の関係上、公布後一ヶ月以内におい
て、政令で定める日から施行することといたしま
した。

なお、この法案は、今まで企業活動の自由と
いう名のもとで社会的監視がほとんどなされな
かった領域を対象とするもので、そのため法案実
施にあたっては解決すべきいくつかの問題がござ
います。今日の複雑多岐にわたる生産体制におい
ては、この法案施行上公取が決定すべき内容、た
とえば、商品の分類、シェア調査、価格、原価の
届け出基準や算定方法、不当性の判断の基準等を

○議長(重宗雄三君) 日程第一、関税及び貿易に
関する一般協定に附属する第三十八表(日本国
の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するため
のアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の
締結について承認を求める件(衆議院送付)を議
題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長松
平勇雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長松
平勇雄君。

しかし、これらの作業は、いわゆる管理価格に
対する何らかの規制を行なうためには、今後必ず
機関を設置するという煩を避け、公取の権限を強
化し、必要な職員の増員によって、行ない得ると
判断いたしたためであります。また、この法案
は、現在の独禁法の限界、すなわち価格の當不當
を直接対象にできない、独禁法上の事件とななら
なければ公取の調査権限に制約がある点等を補完す
る性質を持つものであり、独禁法の運用と合わせ
て公取の所管とすることが妥当と考えられるので
あります。そのほか、調査の場合の報告、違反事
実のあつた場合の立ち入り検査等所要の規定を設
けました。

なお、施行につきましては、調査などの規定は
公布の日から一ヶ月後に、この法律の主要部分の
規定は、調査の関係上、公布後一ヶ月以内におい
て、政令で定める日から施行することといたしま
した。

なお、この法案は、今まで企業活動の自由と
いう名のもとで社会的監視がほとんどなされな
かった領域を対象とするもので、そのため法案実
施にあたっては解決すべきいくつかの問題がござ
います。今日の複雑多岐にわたる生産体制におい
ては、この法案施行上公取が決定すべき内容、た
とえば、商品の分類、シェア調査、価格、原価の
届け出基準や算定方法、不当性の判断の基準等を

対する何らかの規制を行なうためには、今後必ず
直面する避けて通れない問題であり、政府の調査
能力、今日の経営分析技術等の水準からして、政
府の決意さえあれば、実施上の困難を取り除くこ
とは十分可能と考えられます。

以上が本法律案の提案の理由及び概要でござ
ります。

交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十三日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める。

B 修正される譲許

関税率表番号	品名	現行譲許税率	新譲許税率
一七・〇四のうち のを除く。)	砂糖菓子(ココアを含有するも のを除く。) 一 チューインガム	三五%	四〇%
○八・〇五のうち ナット(生鮮又は乾燥のものに限 るとともに、第〇八・〇一号に該 当するものを除くものとし、穀を 除いてあるかどうかを問わない。) 四 その他のもののうち 甘扁桃仁			

C 現行譲許表に掲げる品目についての新譲許

関税率表番号	品名	現行譲許税率	新譲許税率
○八・〇五のうち ナット(生鮮又は乾燥のものに限 るとともに、第〇八・〇一号に該 当するものを除くものとし、穀を 除いてあるかどうかを問わない。) 四 その他のもののうち 甘扁桃仁		一〇%(署名 一〇% 一〇% 九%)	

D 第三十八表(日本国との譲許表)に関する交渉

日本国の代表団及びアメリカ合衆国の代表団は、第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく交渉を、附屬書に記載するとおり、完了した。

千九百七十一年二月二十五日に

日本国の代表団のために

アメリカ合衆国の代表団のために

アメリカ合衆国の代表団のために

ウイリアム・E・カルバート

日本国との譲許表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づくアメリカ合衆国との交渉の結果

関税率表番号	品名	現行税率	新譲許税率
○一・〇一のうち 家きん(鶏、あひる、がちよら、 七面鳥及びほろほろ鳥で、生きて いないものに限る。)及びその食用 のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍の ものに限るものとし、くず肉にあ つては、肝臓を除く。)	七面鳥(断片にしたものに限 る。)	一一〇%	一五〇%
一一一・〇七のうち 甘味を付けた飼料その他の調製飼 料及び飼料用調製品	七面鳥(断片にしたものに限 る。)	一一〇%	一五〇%

二 その他のもののうち 課税価格が一キログラム につき七〇円をこえるもの の(小充容器入りのもの (気密容器入りのものを 除く。)に限るものとし、 乳糖の含有量が全重量の 一〇%以上のもの及び粗 たんぱく質の含有量が全 重量の三五%以上のもの を除く。)	甘味を付けた飼料その他の調製飼 料及び飼料用調製品	一一〇%	一五〇%
---	------------------------------	------	------

○松平勇雄君登壇、拍手

○松平勇雄君 ただいま議題となりました文書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この文書は、近くチューインガムの輸入自由化

ト・フードの譲許税率を引き下げ、ないしは新たに譲許することを米国政府との間に合意したものであります。

いたいと存じます。
昨二十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君)　過半數と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長（重宗雄三君） 日程第三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案。
○議長（重宗雄三君） 日程第二 特定工場における公害防止法案。
○誰長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。
○誰長（重宗雄三君） 御異議なしと呼ぶ者あり
○誰長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。
○誰長（重宗雄三君） 御異議なしと認めます。

審査報告書
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十六年五月十九日

公害対策特別委員長
參議院議長 重宗 雄三殿
占部 秀男

昭和四十六年五月二十一日 参議院会議録第十四号
ト・フードの譲許税率を引き下げ、ないしは新た

特定工場
様案外一件

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案

よつて国会法第八十三条によ
昭和四十六年四月二十八日

參議院議長 重宗 雄三殿

三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの
粉じん(大気汚染防止法第二条第四項に規定する粉じんをいう。以下同じ。)を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(以下「粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号に掲げるものを除く。)(公害防止上活用する基準)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案

ナニの法律

設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定工場」とは、製造

第二条 この法律において「製造業」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

一 ばい煙・大気汚染防止法(昭和四十三年法律

第九十七号)第一条第一項に規定するばい煙をいう。(以下同じ。)を发生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が

大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「ばい煙発生施設」という。）が設置

一 汚水又は廃液水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項各号の要されてる工場のうち政令で定めるもの

件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。
以下同じ。)を排出する施設で政令で定めるも
の(以下「汚水等排水口」といふ。)。

の「一工場等拡出施設」といふのが設置されてゐる工場のうち、政令で定めるもの著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの（以下「騒音発生施設」といふ。）が設置さ

れている工場のうち、騒音規制法(昭和四十

廃液を処理するための施設及びこれに附屬する施設の維持及び使用に関すること。
口 特定工場から水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水(以下「排水水」という。)の汚染状態の測定

及び記録に開すること。

ハ、その他水質の汚濁の防止に必要な業務で

主務省令で定めるもの

三、前条第三号の特定工場にあつては、騒音発生施設の使用の方法及び配管その他騒音の防止の措置に開すること。

四、前条第四号の特定工場にあつては、粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに粉じん発生施設から排出され、又は飛散する粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に開すること。

2、公害防止統括者は、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3、特定事業者は、公害防止統括者を選任したときは、その日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

第四条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）を選任しなければならない。この場合において、第二条第一号又は第二号の特定工場にあつては、前条第一項第一号に掲げる業務のうち、使用する燃料又は原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

二、第二条第二号の特定工場にあつては、前条第一項第二号に掲げる業務のうち、使用する

原材料の検査、排出水の汚染状態の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

三、第二条第三号の特定工場にあつては、前条第一項第三号に掲げる業務のうち、使用する

原材料の検査、排出水の汚染状態の測定の実

第一項第三号に掲げる業務のうち、騒音発生

施設の配置の改善その他の主務省令で定める

技術的事項

四、第二条第四号の特定工場にあつては、前条第一項第四号に掲げる業務のうち、使用する

原材料の検査その他の主務省令で定める技術的

事項

2、公害防止管理者は、政令で定めるところによ

り、第七条第一項第一号の資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3、前条第三項の規定は、公害防止管理者につ

て準用する。

（公害防止主任管理者の選任）

第五条 特定事業者は、当該特定工場が政令で定

める要件に該当するものであるときは、主務省

令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、公害

防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮す

る者（以下「公害防止主任管理者」という。）を選

任しなければならない。

2、公害防止主任管理者は、第七条第一項第二号

の資格を有する者をもつて充てなければならな

い。

3、第三条第三項の規定は、公害防止主任管理者

について準用する。

（代理者の選任）

第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところ

により、公害防止統括者、公害防止管理者又は

公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故

によつてその職務を行なうことができない場合

にその職務を行なう者（以下「代理者」という。）

を選任しなければならない。

（代理者の選任）

第七条 特定事業者は、主務省令で定めるところ

により、公害防止統括者、公害防止管理者又は

公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故

によつてその職務を行なうことができない場合

にその職務を行なう者（以下「代理者」という。）

を選任しなければならない。

並びにこれらの代理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

一、公害防止管理者及びその代理者 政令で定

める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に

合格した者その他当該区分ごとに政令で定め

る資格を有する者

二、公害防止主任管理者及びその代理者 公害

防止主任管理者試験に合格した者その他の政令

で定める資格を有する者

三、第十一条第一項の規定による命令により解任さ

れ、その解任の日から二年を経過しない者は、

公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止

主任管理者並びにこれらの代理者になることが

できない。

（国家試験）

第八条 公害防止管理者試験及び公害防止主任管

理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気の

汚染、水質の汚濁又は騒音の防止に開して必要

な知識及び技能について行なう。

2、国家試験は、毎年少なくとも一回、通商産業

大臣が行なう。

3、国家試験を受けようとする者は、実費を勘案

して政令で定める額の受験手数料を納付しなけ

ればならない。

4、國家試験の試験科目、受験手続その他の國家試

験の実施細目は、主務省令で定める。

（公害防止統括者の義務等）

第九条 公害防止統括者、公害防止管理者及び公

害防止主任管理者並びにこれら代理者は、そ

の職務を誠実に行なわなければならない。

（経過措置）

第十二条 国及び地方公共団体は、公害防止管

者又は公害防止主任管理者として必要な知識及

び技能を習得させるため必要な指導その他の措

置を講ずるよう努めるものとする。

（経過措置）

第十三条 この法律の規定に基づき、政令を制定

し、又は改廃する場合においては、その政令

に基づく命令の規定その他の政令で定める法律の規定違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防

止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ず

ることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をし

ようとするときは、あらかじめ、特定事業者に

その理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会

を与えるなければならない。

（報告及び検査）

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必

要な限度において、特定事業者に対し、公害防

止統括者、公害防止管理者若しくは公害防

止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況

の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立

ち入り、書類その他の物件を検査させることができ

る。

（前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

（国の指導等）

第十五条 国及び地方公共団体は、公害防止管

者又は公害防止主任管理者として必要な知識及

び技能を習得させるため必要な指導その他の措

置を講ずるよう努めるものとする。

（経過措置）

第十六条 この法律の規定に基づき、政令を制定

し、又は改廃する場合においては、その政令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲において、所要の経過措置（罰則

に開する経過措置を含む。）を定めることがで

きる。

（事務の委任）

第十七条 公害防止管理者及び公害防止主任管理

者、公害防止統括者等の代理者が、この法律、大気汚染防止法、

防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこ

れらの代理者が、この法律の規定により都道府県知事の

権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市長（第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長）に委任することができる。

（主務省令）

第十五条 この法律において主務省令は、第二条の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

（罰則）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者
二 第十条第一項の規定による命令に違反した者

第十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項又は第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年三月を経過した日から施行する。

審査報告書
悪臭防止法案

官報 (号外)

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十九日

公害対策特別委員長 占部 秀男

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、悪臭により国民の生活環境がそくなわれている実情にかんがみ、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出を規制すること等により、悪臭防止対策を推進しようとするものであり、衆議院において、住民の生活環境の範囲の拡張等の修正がなされており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にともない、次の事項に留意すべきである。

一、悪臭物質の指定については、物質の測定、分析、防止技術の進歩の状況に照らしながら、逐次指定物質の追加に努めるとともに、複合悪臭の規制についても十分配慮すること。
二、規制地域の指定については、地域住民の悪臭に係る紛争、苦情の実態を十分に考慮し、悪臭防止の効果があがるように指導すること。

一、規制地帯の指定に行なわれる場合には、国も十分にこれを援助指導すること。

一、悪臭の測定、防止技術の開発を急ぐとともに、悪臭防止施設の設置整備に必要な資金制度の拡充、技術的援助にあたつては、とくに小規

模事業者について配慮すること。
するにあたつては、国は技術的指導、財政的援助を行なうこと。

一、港湾、湖沼等水路から発生する悪臭の防止、除去に資するため、関連施策の強化、推進に努めること。

右決議する。

悪臭防止法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

（規制地域）
第三条 都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

第二章 規制

（規制基準）

第四条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じて該地域を区分し、悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

（規制基準）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 規制（第三条・第十三条）

第三章 雑則（第十四条・第十九条）

第四章 罰則（第十条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

一、当面、地方公共団体の条例によつて悪臭發生事業場等の事前指導等が行なわれる場合には、

二、事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出

三、事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質で当該事業場から排出される排出水

に含まれるもの、当該事業場の敷地外における規制基準 第二号の許容限度を基礎とし

て、総理府令で定める方法により、排出水中の濃度の許容限度として定めること。

(市町村長の意見の聴取)

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきかなければならぬ。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する市町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見をきくものとする。

(規制地域の指定等の公示)

第六条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは、総理府令で定めるとところにより、公示しなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止するときも、同様とする。

第七条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第八条 都道府県知事は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出が規制基準に適合しないことによりその事業場の周辺地域における住民の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事業態を除去するために必要な限度において、悪臭物質を発生させている施設の運用の改善、悪臭物質の排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期

限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(水路等における悪臭の防止)

第三条 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から一年間は当該水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境がそこなわれる場合について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭物質の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

5 都道府県知事は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置をとるときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

(都道府県知事に対する要請)

第九条 市町村長は、当該市町村の住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、

関係都道府県知事に対し、規制地域を指定し、

若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきこと、又は悪臭物質を排出する事業場につい

て前条第一項若しくは第二項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

(事故時の措置)

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭物

質の排出が規制基準に適合せず、又は適合しな

いおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故をす

みやかに復旧するように努めなければならな

い。

(悪臭の測定)

第十一條 都道府県知事は、住民の生活環境を保

全するため、規制地域における大気中の悪臭物質の濃度について必要な測定を行なわなければ

ならない。

第二条 國は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、助言その他の援助に努めるものとする。

(国の援助)

第十二条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境がそこなわれる

(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)

第十三条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

(報告及び検査)

第十四条 都道府県知事は、第八条第一項又は第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対して、悪臭物質を発生させている施設の運用の状況、悪臭物質の排出防止設備の設置の状況その他の悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関する施設の運用の状況、悪臭物質を発生させている施設の運用の状況その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(事務の委任)

第十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。

(条例との関係)

第十六条 国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の

防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(研究の推進等)

第十七条 國は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影

響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の

防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(研究の推進等)

第十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところによ

り、市町村長に委任することができる。

(条例との関係)

第十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、悪臭の原因となる物質の排出に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第三章 雜則

第四章 罰則

第二十条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし第八条第二項の規定はこの法律の施行の日から起算して二年を経過した日から、附則第三項の規定は昭和四十六年七月一日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、政令で定める事業場については、この法律の施行の日から二年間は、第九条第二項の規定は適用しない。

3 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第二百十五号）の一部を次のよう改正する。

4 第五百条中「若しくは騒音」を「又は騒音」に、「若しくは同条第五項」を「又は同条第五項」に、「又は騒音規制法」を「騒音規制法」に改め、「発生する騒音を防止するための施設」の下に「悪臭防止法（昭和四十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する悪臭物質の事業場からの排出を防止するための施設その他公害を防止するための施設であつて政令で定めるもの」を加える。

5 環境庁設置法（昭和四十六年法律第二百四十六号）

の一部を次のように改正する。

6 第四条第十九号の次に次の二号を加える。

7 十九の二 惡臭防止法（昭和四十六年法律第二百四十六号）の施行に関する事務を処理すること。

8 第五条第五項中「及び第十九号」を「第十九号及び第十九号の二」に改める。

〔賛成者起立〕

○占部秀男君 議題となりました二つの法律案について、公害対策特別委員会の審査の経過と結果を申し上げます。まず、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案は、ばい煙、粉じん、汚水、騒音を

排出する施設を持つ特定の工場に対して、公害防止管理者等の選任を義務づけるとともに、管理者等が関係公害法令に違反したときは、その解任を命ずることができるとしているものであります。

次に、悪臭防止法案は、規制すべき悪臭物質と地域を指定し、規制基準に違反した事業者に対しては、知事が改善の勧告、命令を発することができることとともに、国は悪臭防止施設の設置、改善につき、資金のあっせん等の援助につとめようとするものであります。

各法律案に対する質疑に入り、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案については、公害対策基本法に規定する事業者責任と本法案の趣旨との関連性、經營管理責任と公害防止責任の明確化、小規模事業者に対する公害防止管理の指導、援助等が論議され、悪臭防止法案については、悪臭の防止、測定技術の確立、事前規制の方法として悪臭発生施設の届け出制の採用、苦情処理体制の充実等が主要な論点でございました。

それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもつて送付案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両法案に対し、全会一致の附帯決議を行ないました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第四、文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長田

口長治郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十六年四月二十二日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 舟田 中

3 国立特殊教育総合研究所の内部組織は、文部省令で定める。

附 則

この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

〔田口長治郎君登壇、拍手〕

○田口長治郎君 登壇、拍手

案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、心身障害児を対象とする特殊教育の一そらの発展と充実をはかるため、本省の所轄機関として国立特殊教育総合研究所を設置することであります。

委員会におきましては、特殊教育の実情と対策、心身障害者の社会復帰についての総合行政の必要性、国立特殊教育総合研究所の運営方針、国立学校の定員外職員の定員化問題等について質疑が行なわれ、この間、三回にわたり参考人の意見を聴取するなど、慎重に審査が行なわれたのであります。が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、各党共同提案にかかる附帯決議が足鹿委員より提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 国立特殊教育総合研究所は、特殊教育に関する研究の連絡及び促進を図る機関

として、主として実際的研究を総合的に行なう、並びに特殊教育関係職員に対する専門的、技術的研修を行なうとともに、あわせて特

殊教育に関する研究の連絡及び促進を図る機関とする。

国立特殊教育総合研究所は、神奈川県に置く。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、児童手当法案。

日程第六、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長林虎雄君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

児童手当法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十六年五月十四日
衆議院議長 重宗 雄三殿

中

児童手当法案

児童手当法

目的

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 児童手当の支給(第四条—第十七条)

第三章 費用(第十八条—第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条—第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生

活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになら児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

(受給者の責務)

第一条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は

高等学校、高等学校若しくは養護学校の中学校部に在学する児童を含むものとする。

3 この法律にいう「父」には、母が児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

4 この法律にいう「扶養親族等」とは、児童手当に該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(児童手当の額)

6 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、支

しない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

するその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるとき有限る。

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうわいいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

5 第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときは、同項と同様とする。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときは、同項と同様とする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(支給及び支払)

8 第八条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に對し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんば後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるそこの期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加するに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なる。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が減じた場合における児童手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

(支給の制限)

第十一条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がない、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十二条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がない、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出し

ないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

(支払の児童手当)

第十二条 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当は、まだその者に支払つていなかつたものが死んだときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない

額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(愛給権の保護)

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という)についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地の市町村」においては、第七条第一項中「市町村長」とあるものととする。

町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるものととする。

あるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員(昭和二十二年政令で定める国家公務員)とあるものととする。

二 常時勤務に服することを要する地方公務員(員その他政令で定める地方公務員)とあるものととする。

三 日本専売公社法(昭和十三年法律第二百五十五号)第十九条(日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第二十一条)又は日本電信電話公社法(昭和十六年法律第二百五十号)第二十八条(昭和十七年法律第二百五十号)第二十九条(昭和二十二年政令で定める職員)とあるものとするとする。

一 員その他政令で定める地方公務員(員その他政令で定める地方公務員)とあるものととする。

二 市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条又は日本電信電話公社を立する者)、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の職員又はその委任を受けた者(以下同じ)の総裁又はその委任を受けた都道府県の長又はその委任を受けた者(以下同じ)又はその委任を受けた者(以下同じ)の職員(以下同じ)とあるものとするとする。

三 当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条又は日本電信電話公社を立する者)、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の職員又はその委任を受けた者(以下同じ)の総裁又はその委任を受けた都道府県の長又はその委任を受けた者(以下同じ)又はその委任を受けた者(以下同じ)の職員(以下同じ)とあるものとするとする。

四 当該地方公務員の所属する公共企業体(日本専売公社を立する者)、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の職員又はその委任を受けた者(以下同じ)の総裁又はその委任を受けた都道府県の長又はその委任を受けた者(以下同じ)又はその委任を受けた者(以下同じ)の職員(以下同じ)とあるものとするとする。

一 第七条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

二 第一條の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

三 第二章 費用

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(第二十条第一項各号に掲げる

者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、組合員又は団体共済組合員をいう。以下同じ。)に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を第

二十条第一項に規定する拠出金をもつてあつて、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市

町村がそれぞれ負担する。

四 公共企業体の總裁又はその委任を受けた者が認定をした職員に対する児童手当の支給に要する費用は、当該市町村

- 要する費用 当該公共企業体
- 4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に係する事務の執行に要する費用を負担する。
- 5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあっては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際の五月までの間）は、当該認定の請求をした際にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。
- （市町村に対する交付）
- 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ交付する。
- 2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用を交付する。
- （拠出金の徴収及び納付義務）
- 第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用にあてるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。
- 1 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
- 2 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者
- 3 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条に規定する学校法人等
- 4 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第五十五条第一項に規定する

- する農林漁業団体等
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二百三条第二項に規定する団体等
- 六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）その他の政令で定める法律に規定する団体で政令で定めるもの
- 2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。（拠出金の額）
- 第二十一条 拠出金の額は、前条第一項各号の法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる標準報酬、標準給与、給料又は俸給の月額（以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。
- 2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、厚生大臣が定める。
- （拠出金の徴収方法）
- 第二十二条 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。
- 2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に關する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行なう。
- （届出）
- 第二十三条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。
- 2 児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類を提出しなければならない。
- （調査）
- 第二十四条 この法律に基づく命令に規定する期間の計算
- 2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。（資料の提供等）

- 出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- 2 児童手当の支給に關する处分についての不服申立ては、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。（資料の提供等）
- 第三十九条 第二十九条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生大臣に報告するものとする。（実施命令）
- 第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定めることができる。
- （罰則）
- 第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭

厚生年金保険法の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表中 第二八級 一〇〇,〇〇〇円 九五,〇〇〇円以上

第二八級	九八,〇〇〇円	九五,〇〇〇円以上	一〇一,〇〇〇円未満
第二九級	一〇四,〇〇〇円	一〇一,〇〇〇円以上	一〇七,〇〇〇円未満
第三〇級	一一〇,〇〇〇円	一〇七,〇〇〇円以上	一一四,〇〇〇円未満
第三一級	一一八,〇〇〇円	一一四,〇〇〇円以上	一二一,〇〇〇円未満
第三二級	一二六,〇〇〇円	一二三,〇〇〇円以上	一三〇,〇〇〇円未満
第三三級	一三四,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円以上	

に改める。

第三十四条第一項第一号中「四百円」を「四百六十円」に改める。

第三十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、死亡した者が遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死

亡の当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子は、同項に規定する子とみなす。

第三十八条に次の二項を加える。

2 前項の規定により支給される年金たる保険給付が遺族年金である場合には、同項の規定にかかわらず、当該遺族年金の額の計算の基礎となる基本年金額から当該遺族年金の額(加給年金額を除く)を控除して得た額の限度において、他の年金たる保険給付(他の年金たる保険給付が二以上ある場合には、その者が選択するその一)の支給の停止を行なわない。

第五十条第一項第三号中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第五十八条第一号中「被保険者」の下に「(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた當時。以下の条において同じ。)」を加える。

第六十条第二項中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第五十九条第一項中「死亡の当時」の下に「(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた當時。以下の条において同じ。)」を加える。

第一百三十六条及び第一百六十四条第一項中「第三十七条第一項及び第二項並びに」を「第三十七条第一項から第三項まで及び」に改める。

附則第十六条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十八条第二項中「当該遺族年金の額の計算の基礎となる基本年金額から当該遺族年金の額(加給年金額を除く)を控除して得た額」とあるのは、「十三万二千円から当

該從前の例による年金たる保険給付の額(從前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)を控除して得た額」と読み替えるものとする。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中 第三三級 一三四,〇〇〇円 四,四七〇円 一三〇,〇〇〇円以上 を

第三三級	一三四,〇〇〇円	四,四七〇円	一三〇,〇〇〇円以上
第三四級	一四一,〇〇〇円	四,七三〇円	一三八,〇〇〇円以上
第三五級	一五〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	一四六,〇〇〇円以上

に改める。

第二十三条第一項中「祖父母」の下に「(第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スペキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス)」を、「死亡当時の下に「(失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当时トス以下第四項、第二十三条ノ三並ニ第二十三条ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ)」を加え、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹

第二十三条ノ七に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ支給ヲ停止セラルベキ年金タル保険給付ガ職務上ノ事由ニ因ル障害年金又ハ第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スペキ遺族年金ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ障害年

金ニ在リテハ其ノ額ノ中第四十一条第一項第一号ロノ額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額、遺族年金ニ在リテハ其ノ額ノ中第五十条ノ二第一項第三号ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額ノミニ付其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ一部ノ支給ガ停止セラルル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル年金タル保険給付ガ職務外ノ事由ニ因ル障害年金ナルトキハ其ノ額ニ付

テハ第四十一条第二項乃至第四項ノ規定ノ例ニ依ル

第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル年金タル保険給付ガ遺族年金ナルトキハ同項及第二項ノ規定ニ拘ラズ當該遺族年金ノ額ノ計算ノ基礎ト為リタル平均標準報酬月額ヲ用ヒテ第三十五条ノ例ニ依

リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二ニ満タルトキハ百八十分シテ計算シタル額トス)ヨリ当該遺族年金ノ額(加給金ノ額ヲ除クモノトシ第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ

支給スペキ遺族年金ニ在リテハ第五十条ノ二第一項第三号ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額トス)ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テ他ノ年金タル保険給付(他ノ年金タル保険給付ガ二以上アルトキハ其ノ者ノ選択スルノ一)ノ支給ノ停止ハ為サズ

第二十七条ノ二第三項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十五条第一号中「九万六千円」を「十一万四百円」に、「六千四百円」を「七千三百六十円」に、

「四万八千円」を「五万五千二百円」に改める。

第四十一条第一項第一号ロ中「四万八千円」を「五万五千二百円」に改め、同項第二号中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第五十条第四号中「除ク」を「除キ失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保險者タリシ者ニシテ行方不明ト為リタル當時被保險者タリシモノヲ含ム」に改める。

第五十条ノ二第一項第二号ロ中「一万二千円」を「一万三千八百円」に改め、同項第三号ロ中「二万四千円」を「二万七千六百円」に改め、同条第三項中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項及び附則第十三条第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者)」を加える。

第四条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和三十六年四月一日前の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第五条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)
(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「四百円」を「四百六十円」に改め、同条第四項第一号中「四百円」を「四百六十円」、「十四万四千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第十九条第一項中「六年」を「十一年」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第三

十一条、第一百三十六条及び第一百六十四条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第二十三条第一項

の改正規定(同項中「祖父母」の下に「(第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス)」を加える部分に限る)並びに同法同条第二項及び第二十七条ノ二第三項の改正規定、第四条の規定並びに第五

条中船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十九条第一項の改正規定は公布の日から、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十六年十一月一日前に被保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(第四種被保險者の資格を有する者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。)のうち、同年十月の標準報酬月額が十万円である者の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となる

報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十六年十一月から昭和四十七年九月までの各月の標準報酬とする。

第三条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第十二条第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年

金たる保険給付(その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。)の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八条の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第四条 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条及び附則第六条に規定するものを除くほか、その額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第三十四条、第五十条及び第六十条の規定により計算した額とする。

第五条 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十六万五千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十三万二千円とする。

2 年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)が十三万二千円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

3 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第六条 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鳏夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付について準用する。

7 第七条 前三条に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもの及び厚生年金保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第八条 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保險者であつた者の遺族についても、適用する。

9 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第二十九条第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付(その全額につき支給を停止している年金たる保険給付を除く。)の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ七の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給

付の支給を停止する。

第十条 この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ七第一項の規定により支給される年金たる保険給付が船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の例による年金たる保険給付である場合には、この法律による改正後の同条第四項中「当該遺族年金ノ額ノ計算ノ基礎ト為リタル平均標準報酬月額ヲ用ヒテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二溝タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス)ヨリ当該遺族年金ノ額(加給金ノ額ヲ除クモノトシ第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スペキ遺族年金ニ在リテハ第五十条ノ二第一項第三号ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額トス)ヲ控除シタル額」とあるのは、「十三万七千二百八十四円ヨリ当該従前ノ例ニ依ル年金タル保険給付ノ額(加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク)ヲ控除シタル額」とする。

第十一条 昭和四十六年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を正後の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五百五号)附則第十六条第三項及び第四項の規定により計算した額とする。

第十二条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第十三条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)が十三万九千二百円に満たないときは、これを十三万九千二百円とする。

第十四条 昭和四十六年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十号)附則第二条第一項後段に規定するものについては、その額が当該障害の程度に応じ次の表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

廃疾の程度	金額
一級	一九八、六〇〇円
二級	一八六、六〇〇円
三級	一五六、〇〇〇円
四级	一四六、四〇〇円
五級	一三五、六〇〇円
六級	一二二、二〇〇円
七級	一〇五、六〇〇円

第十五条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、配偶夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金又は増額金の額によつて支給する従前の例による年金たる保険給付である場合には、この法律による改正後の同条第四項中「当該遺族年金ノ額ノ計算ノ基礎ト為リタル平均標準報酬月額ヲ用ヒテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二溝タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス)ヨリ当該遺族年金ノ額(加給金ノ額ヲ除クモノトシ第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スペキ遺族年金ニ在リテハ第五十条ノ二第一項第三号ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額トス)ヲ控除シタル額」とあるのは、「十三万七千二百八十四円ヨリ当該従前ノ例ニ依ル年金タル保険給付ノ額(加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク)ヲ控除シタル額」とする。

第十六条 前五条に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもの及び船員保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額について、なお従前の例による。

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第二十三条第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第七条第一項又は附則第十三条第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に厚生年金保険法第四十六条の三第一項又は船員保険法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金の受給権を得た者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第十九条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段」、「前項後段」を「第一項後段」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項前段の規定により支給を停止されるべき障害年金が職務上の事由によるものであるときは、同項の規定にかかわらず、その額のうち、船員保険法第四十一条第一項第一号ロの額の二倍に相当する額に加給金の額をえた額に相当する部分につき、支給を停止する。

第二十六条中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

〔林虎雄君登壇、拍手〕

○林虎雄君 議題となりました二法律案のうち、児童手当法案は、満十八歳未満の児童を三人以上養育している者に対し、第三子以降で、かつ、義務教育終了前である児童一子につき、月額三千円の児童手当を支給することを内容とするものであります。ただ、この制度は、段階的に実施することとされているため、支給対象の年齢要件を、発足当初は五歳未満からとし、四十八年度に十歳未満からとし、法律のたてまえどおり実施され

のは四十九年度からとなつてゐる所以あります。

次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、厚生年金保険と船員保険について、年金額を一〇%引き上げること、標準報酬月額の上限の引き上げを行なうことをおもな内容とするものであります。ただ、この制度は、段階的に実施することとされているため、支給対象の年齢要件を、発足当初は五歳未満からとし、四十八年度に十歳未満からとし、法律のたてまえどおり実施され

り可決すべきものと決しました。

なお、附帯決議が両法案に付せられました。
以上御報告いたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、簡易生命保険法案。

日程第八、郵便貯金法の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年五月十三日

衆議院議長 舟田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「保険期間」の下に「その他保険事故に係る期間」を加え、同項第三号中の他

「賛成者起立」

「加入年齢」を「保険契約者及び被保険者の年齢」に改め、同項第八号中「並びに」の下に「保険契約者及び」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 廉疾保険金に係る身体障害の状態及び傷害特約に係る傷害に因つて生じた結果に関する事項

第七条第一項、第八条第一項及び第九条中「第十六条」を「又は第十六条」に改め、「又は第十六条の三の特別養老保険」を削る。

第十一条の見出し中「養老保険及び特別養老保険」を「及び養老保険」に改め、同条中「第六条」を「又は第六条」に改め、「又は第十六条の三の特別養老保険」を削る。

第十一条の二第五項中「保険期間の満了後」を削る。

第十一条の三第一項第一号中「第十六条の四」を削る。

第十四条中「家族保険及び特別養老保険」を「及び家族保険」に改める。

第十五条中「因り」の下に「又は被保険者が死亡したこととの外その者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことに因り」を加える。

第十六条中「又は」を「若しくは」に改め、「因り」の下に「又はこれら的事由の外被保険者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことに因り」を加える。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の三を削り、第十六条の四を第十六条の三とする。

第十七条第二項ただし書中「第四十六条の規定により、貸付金の弁済に代えて」を「第三十三条の二又は第四十六条の規定により」に改める。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の三を加える。

第十七条の二 保険金額(傷害特約に係るもの)を除く。は、保険約款の定めるところにより、被保険者が死亡したことに因り支払う場合、保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者の保険契約に約款の定める期間が満了したことに因り支払う場合のそれにつき、異なる額とすることができる。

第十二条第一項中「三年以上継続したとき」の下に「保険約款の定めるところにより保険契約者が死したことに因り将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続保険」という。)の保険契約にあつては、その後自動継続保険」と明したときは、この限りでない。

第十二条第二項第四号中「名称」の下に「及び保険契約者の生年月日」を加え、同項第六号中「養老保険又は特別養老保険」を「又は養老保険に改め、同項第八号中「又は特別養老保険」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第九号及び第十号を「一」号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

第十二条第二項中「終身保険、養老保険又は特別養老保険の」を削り、「死亡した後」の下に「その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存するときを除き」を加え、「者について前項」を「者について同項」に改める。

第十二条第二項中「終身保険、養老保険又は特別養老保険の」を削り、「死亡した後」の下に「その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することにより」を加え、「おいても、保険金」を「おいても、その被保険者の死亡」に因る保険金(家族保険の保険契約にあつては、その被保険者の死亡)後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡に因る保険金を含む。に改め、「既に」の下に「その」を加え、「保険契約者において」を「保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

九 被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことに因り保険金の支払をする終身保険又は養老保険の保険契約にあつては、その期間の終期

第十二条第三項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 保険金額の減額に関する事項

第十二条第三項中「第十二条第四項」を「第二十一条第二項ただし書」に改める。

三十一条第一項中「これと同額特別養老保険の保険契約にあつては、保険期間が満了したことに因り支払をする場合の保険金額と同額」を「当該保険金額(養老保険のうち保険約款の定めるものの保険契約にあつては、保険期間が満了したことに因り支払う場合の保険金額)と同額(その額が当該保険契約につき第四十七条第一項又は第二項の規定により剩余金を分配するものとした場合において分配すべきこととなる額に満たない保険契約の事由が発生したときは、国は、その保険金の支払をする責めに任せず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した者又は保険金受取人ににおいて、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないと証明したときは、この限りでない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における旅行需要の激増の状況にかんがみ、旅行業者の取引の公正を確保し、旅行の安全の確保と旅行者の利便の増進を図るため、旅行業者に旅行業務取扱主任者の選任を義務づける等業務の取扱いについての規定を整備するとともに、旅行業者の組織する団体を指定し、旅行業務に関する苦情の解決、債務の弁済等の業務を行なわしめる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため郵便物の料金を改定するとともに、郵便料金に関する規定の整備および彈力的な役務の提供のための規定の整備等を行なうことによつて経営の合理化および利用者に対するサービスの改善を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

審査報告書

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

政府は、わが国の公害発生の実情にかんがみ、すみやかに公害対策基本法第十九条に基づく公害防止計画の策定を指示するとともに、地方公共団体における公害防止事業費の急激な増加に伴う財政負担を軽減するため、左記事項について検討すべきである。

昭和四十六年四月二十七日
参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 若林 正武

つあるにかんがみ、その機能を強化するため必要な措置を講ずること。

右決議する。

一、費用

本法の施行に伴う昭和四十六年度の国補助負担金は、昭和四十七年度において清算交付することとなつてゐる。

用事業の範囲の拡大に努めるとともに、当該地

官報(号外)

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案
政府は、本法の施行にあたり、とくに左記各項の実現に配意すべきである。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年四月二十七日

通信委員長 横川 正市

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法律施行に伴い、昭和四十六年度郵政事業特別会計予算には、約四百億円の增收が見込まれている。

一、費用
本法律施行に伴い、昭和四十六年度郵政事業特別会計予算には、約四百億円の增收が見込まれている。

参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 若林 正武

審査報告書

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

政府は、わが国の公害発生の実情にかんがみ、すみやかに公害対策基本法第十九条に基づく公害防止計画の策定を指示するとともに、地方公共団体における公害防止事業費の急激な増加に伴う財政負担を軽減するため、左記事項について検討すべきである。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費について、国の負担又は補助の割合を定める等、国の財政上の特例措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

特例措置の充実に努めること。

なお、不交付団体については、地方債等について適切な財政措置を行なうよう配慮すること。

一、費用
すみやかに郵便の「標準送達速度」を公表するとともに、これが励行につとめること。
二、郵政審議会の任務のいよいよ重要性を加えつた。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止事業についても、その適

參議院議長 重宗 雄三殿

域における公害防止対策事業の指定に当つて

は、都道府県知事及び関係市町村長の意見を十分反映せしめること。

三、公共下水道の管渠部分についても、特別補助

対象に含めるよう努めること。

右決議する。

昭和四十六年五月二十一日 參議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物記可

定価 一部 四十円
(配達料各 円)

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京五八二四四二二(大代)